

厚生労働省発保 0401 第 3 号-1

平成 26 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

(公 印 省 略)

平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査の
国庫補助について

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 74 条の規定に基づく標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付要綱」により行うことされ、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査 国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 74 条の規定に基づく東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、国民健康保険法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、市町村又は特別区（以下「市町村」という。）が東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「東電福島原発事故」という。）により被災された方に対して実施する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条の規定に基づく特定健康診査事業において、自己負担免除相当額及び避難者の加入保険者と避難先の健診機関等が実施する特定健康診査の費用の差額を対象とした助成を行うことにより、当該特定健康診査事業の円滑な実施を支援し、もって生活習慣病の予防を推進、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、東電福島原発事故に伴い、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項、第 17 条第 9 項及び第 20 条第 2 項に基づく指示等により設定された避難指示区域等（※1）及び旧緊急時避難準備区域等（※2）に住所を有する国民健康保険の被保険者（以下「避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等の国保被保険者」という。）について、「平成 26 年度東日本大震災復

旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金の実施について」(平成 26 年 4 月 1 日保発 0401 第 1 号—1 厚生労働省保険局長通知) の別紙「平成 26 年度 東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金実施要綱」に基づき、平成 26 年度に市町村が行う次の事業を交付の対象とする。

(※1) ①帰宅困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット) の 4 つの区域等をいう。

(※2) ①旧緊急時避難準備区域、②指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット) の 2 つの区域等をいう。

避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等の国保被保険者に対する特定健康診査事業

- (1) 特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成
- (2) 避難先の健診機関等での特定健康診査の費用と市町村が実施する特定健康診査に係る費用との差額への助成

ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層(※3)の国保被保険者に対して平成 26 年 10 月 1 日以降に実施したものを除く。

(※3) 世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成 25 年度の国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の表の第 2 欄に定める種目ごとに第 3 欄に定める基準額と、第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1. 区分	2. 種目	3. 基準額	4. 対象経費
避難指示区域等及び旧 緊急時避難準備区域等 の国保被保険者に対す る特定健康診査事業	特定健康診査に係る自己 負担金免除による損失へ の助成	厚生労働大臣が必 要と認めた額	避難指示区域等及 び旧緊急時避難準 備区域等の国保被 保険者の特定健康 診査実施に伴う自 己負担相当額
	避難先の健診機関等での 特定健康診査の費用と市 町村が実施する特定健康 診査に係る費用との差額 への助成	厚生労働大臣が必 要と認めた額	避難指示区域等及 び旧緊急時避難準 備区域等の国保被 保険者の特定健康 診査実施に伴う差 額費用

(補助金の概算払)

5 国は原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、国は補助事業者から適法な精算払請求書を受領してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払いを要望する場合は、国は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場

合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式第3により関係書類を添えて、平成26年8月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い平成26年11月末日までに行うものとする。
- なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 都道府県知事は、7の(1)による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 10 都道府県知事は、市町村に係る補助金について、厚生労働大臣の交付決定通知依頼又は変更交付決定通知依頼があったときは、各市町村に対し別紙様式第4又は別紙様式第4-1により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、事業が完了したときは、別紙様式第5による事業実績報告書に
関係書類を添えて、都道府県知事が定める日(6の(3)により事業の中止又は
廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1カ月を経過した日。
)までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の報告書を受理したときは、これを審査し、とり
まとめのうえ、別紙様式第6により関係書類を添えて、平成27年5月末日
までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定通知)

12 都道府県知事は、市町村に係る補助金について、厚生労働大臣の交付額の確定
の通知依頼があったときは、市町村に対し別紙様式第7により速やかに確定の通
知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額
を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分につい
て国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができ
ない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによる
ものとする。

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金調書

平成26年度 復興庁所管 (市区町村名：)

歳出予算科目	国		地方公共団体						備考			
	交付決定の額	円	歳入			歳出						
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額		支出済額	うち国庫補助金相当額	
(項) 社会保障等復興政策費 (目) 国民健康保険特定健康診査・保健指導補助金		円		円	円		円		円			

- (注) 1 「国」の歳出「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が細分において行われる場合は細分まで）を記載すること。
 2 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の国庫補助金の額を記入すること。
 3 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
 4 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等、区分を明らかにして記載すること。
 5 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣

殿

市 区 町 村 長

印

平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
所要額内訳（別紙 1）
- 3 平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
経費別内訳（別紙 1-1 及び 1-2）
- 4 添付書類
(1) 平成 26 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
(2) その他参考となる資料
- 5 変更申請の場合は、1 にかかわらず次のとおりとする。

申請額 金 円 (A)

前回までの
交付決定額 金 円 (B)

差引今回変
更増△減額 金 円 (A) - (B)

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金所要額内訳

(市区町村名)

区分	基準額 (A)	対象経費 支出予定額 (B)	寄付金 その他の 収入予定額 (C)	差引額 (B) - (C) (D)	国庫補助金 基本額 (A)と(D)のい れか 少ない方の額 (E)	国庫補助金 所要額 (F)	国庫補助金 交付決定額 (G)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (F) - (G) (H)	備考
避難指示区域等及 び旧緊急時避難準 備区域等の国保被 保険者に対する特 定健康診査事業	円	円	円	円	円	円	円	円	
	特定健康診査に係る 自己負担金免除によ る損失への助成								
合計									

- (注) 1 「基準額」(A)欄及び「対象経費支出予定額」(B)欄には、別紙1-1、1-2の経費別内訳の基準額を各事業ごとに記入すること。
 2 「国庫補助金所要額」(F)欄には、「国庫補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。
 3 「国庫補助金交付決定額」(G)欄及び「差引追加交付（一部取消）申請額」(H)欄は、交付要綱の8による変更申請手続のほかは斜線を引くこと。

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金経費別内訳（自己負担相当額）

（市区町村名）

区分		受診人員	自己負担金免除見込額
被災地における受診	集団健診	課税	人 円
		非課税	
	個別健診	課税	
		非課税	
	小計(a)		
	避難先における受診	集団健診	課税
非課税			
個別健診		課税	
		非課税	
小計(b)			
合計(a)+(b)			基準額（厚生労働大臣が必要と認めた額）

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金経費別内訳（差額費用）

		（ 市 区 町 村 名 ）				
区分	請求額 (ア) 円	受診人員 (イ) 人	自己負担免除額 (ウ) 円	差引額 (エ)-(ウ) 円	加入保険者が行った 場合の健診費用 (オ) 円	国庫補助額 (エ)-(オ) (カ) 円
集団健診						
個別健診						
合計						

基準額（厚生労働大臣が必要と認めた額）

- 1 「請求額」(ア)欄は、本事業における避難先からの見込み請求額の合計を記入すること。
- 2 「自己負担免除額等」(ウ)欄は、「請求額」(ア)欄に自己負担免除相当額が含まれている場合に当該免除相当額の合計を記入すること。
- 3 「加入保険者が行った場合の健診費用」(オ)欄は、本事業を仮に加入保険者において行った際の生じる費用の見込額を記入すること。

別紙様式第3

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金の交付申請書の提出について

標記について、管内市区町村長から「平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付申請書」の提出があり、内容を審査したところ適正と認められたので、別紙のとおりとりまとめて提出する。

(添付書類)

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
所要額調書 (別紙)

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金所要額調査書

(都道府県名)

区市町村名	区分	基準額 (A)	対象経費 支出予定額 (B)	寄付金 その他の 収入予定額 (C)	差引額 (B)-(C) (D)	国庫補助金 基本額 (A)と(D)の いずれか 少ないほうの額 (E)	国庫補助金 所要額 (F)	国庫補助金 交付決定額 (G)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (F)-(G) (H)
●●市 (市町村) ●●区 (特別区)	避難指示区域等及 び旧緊急時避難準 備区域等の国庫被 保険者に対する特 定健康診査事業 特定健康診査に係る 自己負担金免除によ る損失への助成 避難先の健診機関等 での特定健康診査の 費用と市町村が実施 する特定健康診査に 係る費用との差額へ の助成	円	円	円	円	円	円	円	円
合計									

(注) I 「国庫補助金交付決定額」(G)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(H)欄は、交付要綱の8による変更申請手続のほかは斜線を引くこと。

番 号

平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金交付決定通知書

市 区 町 村

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 6 条〔第 1 項の規定により平成 年 月 日厚生労働省発保 第 号をもって、
第 3 項の規定により平成 年 月 日厚生労働省発保 第 号をもって、修正のうえ(注)修正交付決定をする場合〕次のとおり交付することに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年 月 日厚生労働省発保 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の 3 に定める事業であり、その内容は、〔平成 年 月 日申請書記載のとおりである。
2 のとおりである。(注)修正交付決定をする場合〕
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告書は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

番 号

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

市 区 町 村

平成 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定された平成26年度東日本大
震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金については、平成 年 月
日第 号申請に基づき〔決定内容の一部を
修正のうえ決定の内容の一部を（注）修正交付決定する場合〕次のとおり変更
することに決定されたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30
年法律第179号）第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事

印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 年 月 日
厚生労働省発保 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成26年度東日本大震災復
旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」と
いう。）の3に定める事業であり、その内容は、〔平成 年 月 日申請書記載のとおりである。
2のとおりである。（注）修正交付決定をする場合〕
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加額	金	円
(今回減少額)		

補助金の額	金	円
内今回増加額	金	円
(今回減少額)		

3 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

4 この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 区 町 村 長 印

平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
精算額内訳（別紙 1）
- 3 平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
経費別内訳（別紙 1－1 及び 1－2）
- 4 添付書類
（1）平成 26 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
（2）その他参考となる資料

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金精算額内訳

(市区町村名)

区分	基準額 (A)	対象経費 支出額 (B)	寄付金 その他の 収入額 (C)	差引額 (B) - (C) (D)	国庫補助金 基本額 (A)と(D)のい れか 少ない方の額 (E)	国庫補助金 所要額 (F)	国庫補助金 受入額 (G)	差引過(△) 不足額 (F) - (G) (H)	国庫補助金 精算額 (I)	備考
避難指示区域等及 び旧緊急時避難準 備区域等の国保被 保険者に対する特 定健康診査事業	特定健康診査に係る 自己負担金免除によ る損失への助成	円	円	円	円	円	円	円	円	
	避難先の健診機関等 での特定健康診査の 費用と市町村が実施 する特定健康診査に 係る費用との差額へ の助成									
合計										

- (注) 1 本調査は予定額ではなく、全て実績額を記入すること。
 2 「基準額」(A)欄及び「対象経費支出額」(B)欄には、別紙1-1、1-2の経費別内訳の基準額を各事業ごとに記入すること。
 3 「国庫補助金所要額」(F)欄には、「国庫補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。
 4 「差引過(△)不足額」(H)欄は、合計の欄において国庫補助金不足額となった場合については、0と記載すること。

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金経費別内訳（自己負担相当額）

（市区町村名）

区分		受診人員	自己負担金免除額
被災地における受診	集団健診	課税	人 円
		非課税	
	個別健診	課税	
		非課税	
	小計(a)		
	避難先における受診	集団健診	課税
非課税			
個別健診		課税	
		非課税	
小計(b)			
合計(a)+(b)			基準額（厚生労働大臣が必要と認めた額）

（注）参考となるべき資料（自己負担額、受診人員並びに自己負担免除額等の確認できる書類）については適宜添付すること。

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金経費別内訳（差額費用）

（市区町村名）

区分	請求額 (ア) 円	受診人員 (イ) 人	自己負担免除額 (ウ) 円	差引額 (エ)ー(ウ) (エ) 円	加入保険者が行った場 合の健診費用 (オ) 円	国庫補助額 (エ)ー(オ) (カ) 円
集団健診						
個別健診						
合計						

※特記欄（厚生労働大臣が必要と認めた部）

- 1 「請求額」(ア)欄は、本事業における避難先からの請求額の合計を記入すること。
- 2 「自己負担免除額」(ウ)欄は、「請求額」(ア)欄に自己負担免除相当額が含まれている場合に当該免除相当額の合計を記入すること。
- 3 「加入保険者が行った場合の健診費用」(オ)欄は、本事業を仮に加入保険者において行った際の生じる費用の見込額を記入すること。
- 4 「請求額」(ア)「自己負担免除額」(ウ)「加入保険者が行った場合の健診費用」(オ)欄は、詳細な積算内容を任意の様式にて作成し別途添付すること。

●詳細な積算資料の例

- ・ 「請求額」(ア)について、避難先の健診機関等からの請求内訳
- ・ 「自己負担免除額」(ウ)について、自己負担額や自己負担免除対象人数等の積算内訳
- ・ 「加入保険者が行った場合の健診費用」(オ)について、健診費用の積算根拠

番 号
年 月 日

厚生労働大臣

殿

都道府県知事

印

平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金に係る事業実績報告書の提出について

標記について、管内市区町村長から「平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金の事業実績報告書」の提出があり、内容を審査したところ適正と認められたので、別紙のとおりとりまとめて提出する。

(添付書類)

平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
精算額調書 (別紙)

番 号

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金交付額確定通知書

市 区 町 村

平成 年 月 日第 号で交付決定通知された平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金については、平成 年 月 日第 号事業実績報告に基づき平成 年 月 日厚生労働省発保 第 号をもって交付額が金 円に確定されたので通知する。

なお、超過交付となった平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事

印

◎ 東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付要綱新旧対照表
(平成26年4月1日厚生労働省発保0401第3号—1厚生労働省事務次官通知)

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p>別紙</p> <p><u>平成26年度</u>東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、市町村又は特別区（以下「市町村」という。）が<u>東日本大震災</u>に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「東京福島原発事故」という。）により被災された方に対して実施する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定に基づく特定健康診査事業において、自己負担免除相当額及び避難者の加入保険者と避難先の健診機関等が実施する特定健康診査の費用の差額を対象とした助成を行うことにより、当該特定健康診査事業の円滑な実施を支援し、もって生活習慣病の予防を推進、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、東京福島原発事故に伴い、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項、<u>第17条第9項及び第20条第2項</u>に基づく指示等により設定された<u>避難指示区域等（※1）及び旧緊急時避難準備区域等（※2）</u>に住所を有する国民健康保険の被保険者（以下「<u>避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等の国民健康保険の被保険者</u>」という。）について、「<u>平成26年度</u>東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金の実施について」（<u>平成26</u></p>	<p>別紙</p> <p><u>平成25年度</u>東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、市町村又は特別区（以下「市町村」という。）が<u>東北地方太平洋沖地震</u>に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「東京福島原発事故」という。）により被災された方に対して実施する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定に基づく特定健康診査事業において、自己負担免除相当額及び避難者の加入保険者と避難先の健診機関等が実施する特定健康診査の費用の差額を対象とした助成を行うことにより、当該特定健康診査事業の円滑な実施を支援し、もって生活習慣病の予防を推進、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、東京福島原発事故に伴い、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項、第17条第8項及び第20条第3項に基づく指示等により設定された<u>避難指示等対象地域（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（ホットスポット）（解除・再編された地域を含む。））</u>に住所を有する国民健康保険の被保険者（以下「<u>避難指示等対象地域の国民健康保険者</u>」という。）について、「<u>平成25年度</u>東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保</p>

年4月1日保発0401第1号-1厚生労働省保険局長通知)の別紙「平成26年度東日本震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金実施要綱」に基づき、平成26年度に市町村が行う次の事業を交付の対象とする。

(※1) ①帰宅困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)の4つの区域等をいう。

(※2) ①旧緊急時避難準備区域、②指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。

避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等の国保被保険者に対する特定健康診査事業

- (1) 特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成
- (2) 避難先の健診機関等での特定健康診査の費用と市町村が実施する特定健康診査に係る費用との差額への助成

ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層(※3)の国保被保険者に対して平成26年10月1日以降に実施したものを除く。

(※3) 世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成25年度の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

険特定健康診査国庫補助金の実施について」(平成25年10月4日保発1004第1号厚生労働省保険局長通知)の別紙「平成25年度東日本震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金実施要綱」に基づき、平成25年度に市町村が行う次の事業を交付の対象とする。

避難指示等対象地域の国保被保険者に対する特定健康診査事業

- (1) 特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成
- (2) 避難先の健診機関等での特定健康診査の費用と市町村が実施する特定健康診査に係る費用との差額への助成

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1. 区分	2. 種目	3. 基準額	4. 対象経費
避難指示等対象地域の国保被保険者に対する特定健康診査事業	特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成	厚生労働大臣が必要と認めた額	避難指示等対象地域の国保被保険者の特定健康診査実施に伴う自己負担相当額
避難指示等対象地域の国保被保険者に対する特定健康診査事業	避難先の健診機関等での特定健康診査の費用と市町村が実施する特定健康診査に係る費用との差額への助成	厚生労働大臣が必要と認めた額	避難指示等対象地域の国保被保険者の特定健康診査実施に伴う差額費用

5～6 (略)

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、別紙様式第2による申請書に係る書類を添えて、都道府県知

1. 区分	2. 種目	3. 基準額	4. 対象経費
避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等の国保被保険者に対する特定健康診査事業	特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成	厚生労働大臣が必要と認めた額	避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等の国保被保険者の特定健康診査実施に伴う自己負担相当額
避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等の国保被保険者に対する特定健康診査事業	避難先の健診機関等での特定健康診査の費用と市町村が実施する特定健康診査に係る費用との差額への助成	厚生労働大臣が必要と認めた額	避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等の国保被保険者の特定健康診査実施に伴う差額費用

5～6 (略)

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、別紙様式第2による申請書に係る書類を添えて、都道府県知

事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式第3により関係書類を添えて、**平成26年8月末日**までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い**平成26年11月末日**までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

9～10 (略)

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、事業が完了したときは、別紙様式第5による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1カ月を経過した日。)までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式第6により関係書類を添えて、**平成27年5月末日**までに厚生労働大臣に提出するものとする。

12～14 (略)

事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式第3により関係書類を添えて、**平成25年11月末日**までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い**平成25年12月27日**までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

9～10 (略)

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、事業が完了したときは、別紙様式第5による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1カ月を経過した日。)までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式第6により関係書類を添えて、**平成26年5月末日**までに厚生労働大臣に提出するものとする。

12～14 (略)

平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金調書

平成25年度 復興庁所管

(市区町村名:)

歳出予算科目	交付決定の額	地方公共団体								備考
		歳入			歳出					
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
(項) 社会保障等復興政策費 (目) 国民健康保険特定健康診査・保健指導補助金	円		円	円		円	円	円	円	

- (注) 1 「国」の歳出「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が細分において行われる場合は細分まで）を記載すること。
 2 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の国庫補助金の額を記入すること。
 3 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
 4 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等、区分を明らかにして記載すること。
 5 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式第1

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金調書

平成26年度 復興庁所管

(市区町村名:)

歳出予算科目	交付決定の額	地方公共団体								備考
		歳入			歳出					
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
(項) 社会保障等復興政策費 (目) 国民健康保険特定健康診査・保健指導補助金	円		円	円		円	円	円	円	

- (注) 1 「国」の歳出「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が細分において行われる場合は細分まで）を記載すること。
 2 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の国庫補助金の額を記入すること。
 3 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
 4 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等、区分を明らかにして記載すること。
 5 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式第1

別紙様式第2

別紙様式第2

厚生労働大臣

殿

市区町村長

番 年 月 日 号

印

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
所要額内訳 (別紙1)
- 3 平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
経費別内訳 (別紙1-1及び1-2)
- 4 添付書類
(1) 平成26年度歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本
(2) その他参考となる資料
- 5 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請額	金	円 (A)
前回までの 交付決定額	金	円 (B)
差引今回変更 増減額	金	円 (A) - (B)

別紙様式第2

別紙様式第2

厚生労働大臣

殿

市区町村長

番 年 月 日 号

印

平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
所要額内訳 (別紙1)
- 3 平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
経費別内訳 (別紙1-1及び1-2)
- 4 添付書類
(1) 平成25年度歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本
(2) その他参考となる資料
- 5 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請額	金	円 (A)
前回までの 交付決定額	金	円 (B)
差引今回変更 増減額	金	円 (A) - (B)

別紙 1

平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金所要額内訳

(市区町村名)

区分		基準額 (A)	対象経費 支出予定額 (B)	寄付金 その他の 収入予定額 (C)	差引額 (B) - (C) (D)	国庫補助金 基本額 (A)と(B)のい ずれか 少ない方の額 (E)	国庫補助金 所要額 (F)	国庫補助金 交付決定額 (G)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (F) - (G) (H)	備考
		円	円	円	円	円	円	円	円	
避難指示等対象地 域の国保被保険者 に対する特定健康 診査事業	特定健康診査に係る 自己負担金免除による 損失への助成									
	避難先の健診機関等 での特定健康診査の 費用と市町村が実施 する特定健康診査に 係る費用との差額へ の助成									
合計										

- (注) 1 「基準額」(A)欄及び「対象経費支出予定額」(B)欄には、別紙1-1、1-2の経費別内訳の基準額を各事業ごとに記入すること。
 2 「国庫補助金所要額」(F)欄には、「国庫補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。
 3 「国庫補助金交付決定額」(G)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(H)欄は、交付要綱の9による変更申請手続のほかは斜線を引くこと。

別紙 1

別紙 1

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金所要額内訳

(市区町村名)

区分		基準額 (A)	対象経費 支出予定額 (B)	寄付金 その他の 収入予定額 (C)	差引額 (B) - (C) (D)	国庫補助金 基本額 (A)と(B)のい ずれか 少ない方の額 (E)	国庫補助金 所要額 (F)	国庫補助金 交付決定額 (G)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (F) - (G) (H)	備考
		円	円	円	円	円	円	円	円	
避難指示区域等及 び旧緊急時避難準 備区域等の国保被 保険者に対する特 定健康診査事業	特定健康診査に係る 自己負担金免除による 損失への助成									
	避難先の健診機関等 での特定健康診査の 費用と市町村が実施 する特定健康診査に 係る費用との差額へ の助成									
合計										

- (注) 1 「基準額」(A)欄及び「対象経費支出予定額」(B)欄には、別紙1-1、1-2の経費別内訳の基準額を各事業ごとに記入すること。
 2 「国庫補助金所要額」(F)欄には、「国庫補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。
 3 「国庫補助金交付決定額」(G)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(H)欄は、交付要綱の8による変更申請手続のほかは斜線を引くこと。

別紙 1

別紙 1-1

別紙 1-1

平成25年度東日本大震災復興・復興に係る国民健康保険特定健診全国補助金経費別内訳（自己負担相当額）

区分		受診人員	自己負担金免除見込額
被災地における受診	課税	人	円
	非課税		
	課税	人	円
	非課税		
小計(a)			
避難先における受診	課税	人	円
	非課税		
	課税	人	円
	非課税		
小計(b)			
合計(a)+(b)			

※青欄（厚生労働大臣が必要と認められた額）

別紙 1-1

別紙 1-1

平成26年度東日本大震災復興・復興に係る国民健康保険特定健診全国補助金経費別内訳（自己負担相当額）

区分		受診人員	自己負担金免除見込額
被災地における受診	課税	人	円
	非課税		
	課税	人	円
	非課税		
小計(a)			
避難先における受診	課税	人	円
	非課税		
	課税	人	円
	非課税		
小計(b)			
合計(a)+(b)			

※青欄（厚生労働大臣が必要と認められた額）

平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金経費別内訳（差額費用）

（市区町村名）

区分	請求額 (ア) 円	受診人員 (イ) 人	自己負担免除額 (ウ) 円	差引額 (ア)-(ウ) (エ) 円	加入保険者が行った 場合の健診費用 (オ) 円	国庫補助額 (エ)-(オ) (カ) 円
集団健診						
個別健診						
合計						

※差額（厚生労働大臣が必要と認められた額）

- 1 「請求額」(ア)欄は、本事業における避難先からの見込み請求額の合計を記入すること。
- 2 「自己負担免除額等」(ウ)欄は、「請求額」(ア)欄に自己負担免除相当額が含まれている場合に当該免除相当額の合計を記入すること。
- 3 「加入保険者が行った場合の健診費用」(オ)欄は、本事業を仮に加入保険者において行った際の生じる費用の見込額を記入すること。

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金経費別内訳（差額費用）

（市区町村名）

区分	請求額 (ア) 円	受診人員 (イ) 人	自己負担免除額 (ウ) 円	差引額 (ア)-(ウ) (エ) 円	加入保険者が行った 場合の健診費用 (オ) 円	国庫補助額 (エ)-(オ) (カ) 円
集団健診						
個別健診						
合計						

※差額（厚生労働大臣が必要と認められた額）

- 1 「請求額」(ア)欄は、本事業における避難先からの見込み請求額の合計を記入すること。
- 2 「自己負担免除額等」(ウ)欄は、「請求額」(ア)欄に自己負担免除相当額が含まれている場合に当該免除相当額の合計を記入すること。
- 3 「加入保険者が行った場合の健診費用」(オ)欄は、本事業を仮に加入保険者において行った際の生じる費用の見込額を記入すること。

別紙様式第 3

別紙様式第 3

号 日
番 年 月

厚生労働大臣

殿

都道府県知事

印

平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金の交付申請書の提出について

標記について、管内市区町村長から「平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付申請書」の提出があり、内容を審査したところ適正と認められたので、別紙のとおりとりまとめて提出する。

(添付書類)

平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
所要額調査書 (別紙)

別紙様式第 3

別紙様式第 3

号 日
番 年 月

厚生労働大臣

殿

都道府県知事

印

平成 25 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金の交付申請書の提出について

標記について、管内市区町村長から「平成 25 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付申請書」の提出があり、内容を審査したところ適正と認められたので、別紙のとおりとりまとめて提出する。

(添付書類)

平成 25 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
所要額調査書 (別紙)

別紙

平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金所要額調書

(都道府県名)

区市町村名	区分		基準額	対象経費 支出予定額	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 (B) - (C)	国庫補助金 基本額 (A)と(D)の いずれか 少ないほうの額	国庫補助金 所要額	国庫補助金 交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (F) - (G)
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
●●市 (市町村) ●●区 (特別区)	避難指示等対象地 域の国民健康保険者 に対する特定健康 診査事業	特定健康診査に係る 自己負担金免除によ る損失への助成	円	円	円	円	円	円	円	円
		避難先の健診機関等 での特定健康診査の 費用と市町村が実施 する特定健康診査に 係る費用との差額へ の助成								
合計										

(注) 1 「国庫補助金交付決定額」(G)欄及び「差引追加交付 (一部取消) 申請額」(H)欄は、交付要綱の8による変更申請手続のほかは斜線を引くこと。

別紙

別紙

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金所要額調書

(都道府県名)

区市町村名	区分		基準額	対象経費 支出予定額	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 (B) - (C)	国庫補助金 基本額 (A)と(D)の いずれか 少ないほうの額	国庫補助金 所要額	国庫補助金 交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (F) - (G)
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
●●市 (市町村) ●●区 (特別区)	避難指示区域等及 び旧緊急時避難準 備区域等の国民健 康保険者に対する特 定健康診査事業	特定健康診査に係る 自己負担金免除によ る損失への助成	円	円	円	円	円	円	円	円
		避難先の健診機関等 での特定健康診査の 費用と市町村が実施 する特定健康診査に 係る費用との差額へ の助成								
合計										

(注) 1 「国庫補助金交付決定額」(G)欄及び「差引追加交付 (一部取消) 申請額」(H)欄は、交付要綱の8による変更申請手続のほかは斜線を引くこと。

別紙

別紙様式第4

別紙様式第4

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
 国庫補助金交付決定通知書

市 区 町 村

平成 年 月 日 第 号で申請のあった平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条〔第1項の規定により平成 年 月 日厚生労働省発保第 号をもって、修正のうえ(注)修正交付決定をする場合〕次のとおり交付することにより決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事

印

- この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年 月 日 厚生労働省発保 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は、〔平成 年 月 日申請書記載のとおりの3に定める事業であり、その内容は、2のとおりである。(注)修正交付決定をする場合〕
- 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

別紙様式第4

別紙様式第4

平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
 国庫補助金交付決定通知書

市 区 町 村

平成 年 月 日 第 号で申請のあった平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条〔第1項の規定により平成 年 月 日厚生労働省発保第 号をもって、修正のうえ(注)修正交付決定をする場合〕次のとおり交付することにより決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事

印

- この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年 月 日 厚生労働省発保 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は、〔平成 年 月 日申請書記載のとおりの3に定める事業であり、その内容は、2のとおりである。(注)修正交付決定をする場合〕
- 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

別紙様式第 4

- 3 この補助金の額の確定は、交付要綱の 4 に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の 6 に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告書は、交付要綱の 11 に定めるところにより行われなければならない。
- 6 この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 この補助金の額の確定は、交付要綱の 4 に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の 6 に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告書は、交付要綱の 11 に定めるところにより行われなければならない。
- 6 この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

別紙様式第 4-1

番 号

平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

市 区 町 村

平成 年 月 日 厚生労働省発保 第 号で交付決定された平成 26 年度東日本大
震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金については、平成 年 月
日 第 号申請に基づき〔決定内容の一部を（注）修正交付決定する場合〕次のとおり変更
することに決定されたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30
年法律第 179 号）第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 年 月 日
厚生労働省発保 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 26 年度東日本大震災復
旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」と
いう。）の 3 に定める事業であり、その内容は、〔平成 年 月 日申請書記載のとおり
である。〕
2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。

事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。

別紙様式第 4-1

番 号

平成 25 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

市 区 町 村

平成 年 月 日 厚生労働省発保 第 号で交付決定された平成 25 年度東日本大
震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金については、平成 年 月
日 第 号申請に基づき〔決定内容の一部を（注）修正交付決定する場合〕次の
とおり変更することに決定されたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
（昭和 30 年法律第 179 号）第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 年 月 日
厚生労働省発保 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 25 年度東日本大震災復旧・復
興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）
の 3 に定める事業であり、その内容は、〔平成 年 月 日申請書記載のとおり
である。〕
2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。

事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加額	金	円
(今回減少額)		
補助金の額	金	円
内今回増加額	金	円
(今回減少額)		

別紙様式第4-1

- 3 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、平成 年 月 日とする。

事業に要する経費
内今回増加額
(今回減少額)

金 円
金 円

補助金の額
内今回増加額
(今回減少額)

金 円
金 円

- 3 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、平成 年 月 日とする。

別紙様式第 5

番 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

市 区 町 村 長

印

平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
精算額内訳 (別紙 1)
- 3 平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
経費別内訳 (別紙 1-1 及び 1-2)
- 4 添付書類
(1) 平成 26 年度歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本
(2) その他参考となる資料

別紙様式第 5

番 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

市 区 町 村 長

印

平成 25 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 平成 25 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
精算額内訳 (別紙 1)
- 3 平成 25 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
経費別内訳 (別紙 1-1 及び 1-2)
- 4 添付書類
(1) 平成 25 年度歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本
(2) その他参考となる資料

平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金精算額内訳

(市区町村名)

区分	基準額	対象経費支出額	寄付金その他の収入額	差引額 (B)-(C)	国庫補助金基本額	国庫補助金所要額	国庫補助金受入額	差引過(△)不足額 (F)-(G)	国庫補助金精算額	備考
					(A)と(D)のいずれか少ない方の額 (E)					
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
避難指示等対象地域の国保被保険者に対する特定健康診査事業	特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成									
	避難先の健診機関等での特定健康診査の費用と市町村が実施する特定健康診査に係る費用との差額への助成									
合計										

- (注) 1 本調査は予定額ではなく、全て実績額を記入すること。
 2 「基準額」(A)欄及び「対象経費支出額」(B)欄には、別紙1-1、1-2の経費別内訳の基準額を各事業ごとに記入すること。
 3 「国庫補助金所要額」(F)欄には、「国庫補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。
 4 「差引過(△)不足額」(H)欄は、合計の欄において国庫補助金不足額となった場合については、0と記載すること。

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金精算額内訳

(市区町村名)

区分	基準額	対象経費支出額	寄付金その他の収入額	差引額 (B)-(C)	国庫補助金基本額	国庫補助金所要額	国庫補助金受入額	差引過(△)不足額 (F)-(G)	国庫補助金精算額	備考
					(A)と(D)のいずれか少ない方の額 (E)					
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等の国保被保険者に対する特定健康診査事業	特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成									
	避難先の健診機関等での特定健康診査の費用と市町村が実施する特定健康診査に係る費用との差額への助成									
合計										

- (注) 1 本調査は予定額ではなく、全て実績額を記入すること。
 2 「基準額」(A)欄及び「対象経費支出額」(B)欄には、別紙1-1、1-2の経費別内訳の基準額を各事業ごとに記入すること。
 3 「国庫補助金所要額」(F)欄には、「国庫補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。
 4 「差引過(△)不足額」(H)欄は、合計の欄において国庫補助金不足額となった場合については、0と記載すること。

別紙 1-1

別紙 1-1

平成20年度東日本大震災復興・復興に係る国民健康保険特定健診査閲補助金経費別内訳（自己負担相当額）

区分		受診人員	自己負担金免除額
被災地における受診	課税	人	円
	非課税		
	課税		
	非課税		
小計(a)			
避難先における受診	課税	人	円
	非課税		
	課税		
	非課税		
小計(b)			
合計(a)+(b)			

(注) 参考となるべき資料（自己負担額、受診人員並びに自己負担免除額等の確認できる書類）については適宜添付すること。
 差支額（厚生労働大臣が必要と認めたる額）

別紙 1-1

別紙 1-1

平成25年度東日本大震災復興・復興に係る国民健康保険特定健診査閲補助金経費別内訳（自己負担相当額）

区分		受診人員	自己負担金免除額
被災地における受診	課税	人	円
	非課税		
	課税		
	非課税		
小計(a)			
避難先における受診	課税	人	円
	非課税		
	課税		
	非課税		
小計(b)			
合計(a)+(b)			

(注) 参考となるべき資料（自己負担額、受診人員並びに自己負担免除額等の確認できる書類）については適宜添付すること。
 差支額（厚生労働大臣が必要と認めたる額）

平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金経費別内訳（差額費用）

（市区町村名）

区分	請求額 (ア) 円	受診人員 (イ) 人	自己負担免除額 (ウ) 円	差引額 (ア)-(ウ) (エ) 円	加入保険者が行った場合の健診費用 (オ) 円	国庫補助額 (エ)-(オ) (カ) 円
集団健診						
個別健診						
合計						

- 「請求額」(ア)欄は、本事業における避難先からの請求額の合計を記入すること。
 - 「自己負担免除額」(ウ)欄は、「請求額」(ア)欄に自己負担免除相当額が含まれている場合に当該免除相当額の合計を記入すること。
 - 「加入保険者が行った場合の健診費用」(オ)欄は、本事業を仮に加入保険者において行った際の生じる費用の見込額を記入すること。
 - 「請求額」(ア)「自己負担免除額」(ウ)「加入保険者が行った場合の健診費用」(オ)欄は、詳細な積算内容を任意の様式にて作成し別途添付すること。
- 詳細な積算資料の例
- 「請求額」(ア)について、避難先の健診機関等からの請求内訳
 - 「自己負担免除額」(ウ)について、自己負担額や自己負担免除対象人数等の積算内訳
 - 「加入保険者が行った場合の健診費用」(オ)について、健診費用の積算根拠

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金経費別内訳（差額費用）

（市区町村名）

区分	請求額 (ア) 円	受診人員 (イ) 人	自己負担免除額 (ウ) 円	差引額 (ア)-(ウ) (エ) 円	加入保険者が行った場合の健診費用 (オ) 円	国庫補助額 (エ)-(オ) (カ) 円
集団健診						
個別健診						
合計						

- 「請求額」(ア)欄は、本事業における避難先からの請求額の合計を記入すること。
 - 「自己負担免除額」(ウ)欄は、「請求額」(ア)欄に自己負担免除相当額が含まれている場合に当該免除相当額の合計を記入すること。
 - 「加入保険者が行った場合の健診費用」(オ)欄は、本事業を仮に加入保険者において行った際の生じる費用の見込額を記入すること。
 - 「請求額」(ア)「自己負担免除額」(ウ)「加入保険者が行った場合の健診費用」(オ)欄は、詳細な積算内容を任意の様式にて作成し別途添付すること。
- 詳細な積算資料の例
- 「請求額」(ア)について、避難先の健診機関等からの請求内訳
 - 「自己負担免除額」(ウ)について、自己負担額や自己負担免除対象人数等の積算内訳
 - 「加入保険者が行った場合の健診費用」(オ)について、健診費用の積算根拠

別紙様式第6

					号 日
					年 月
					番 年
					日

厚生労働大臣

厚生労働大臣

殿

都道府県知事

印

印

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金に係る事業実績報告書の提出について

平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金に係る事業実績報告書の提出について

標記について、管内市区町村長から「平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金の事業実績報告書」の提出があり、内容を審査したところ適正と認められたので、別紙のとおりとまとめて提出する。

標記について、管内市区町村長から「平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金の事業実績報告書」の提出があり、内容を審査したところ適正と認められたので、別紙のとおりとまとめて提出する。

(添付書類)

(添付書類)

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
精算額調査(別紙)

平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金
精算額調査(別紙)

別紙

平成25年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金精算額調書

(都道府県名)

区市町村名	区分		基準額 (A)	対象経費 支出額 (B)	寄付金 その他の 収入額 (C)	差引額 (B) - (C) (D)	国庫補助金 基本額 <small>(B)と(C)の いずれか 少ないほうの額</small> (E)	国庫補助金 所要額 (F)	国庫補助金 受入額 (G)	差引過 (△)不足 額 (F) - (G) (H)	国庫補助金 精算額 (I)
●●市 (市町村) ●●区 (特別区)	避難指示等対象地 域の国保被保険者 に対する特定健康 診査事業	特定健康診査に係る 自己負担金免除による 損失への助成									
		避難先の健診機関等 での特定健康診査の 費用と市町村が実施 する特定健康診査に 係る費用との差額へ の助成									
合計											

別紙

別紙

平成26年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金精算額調書

(都道府県名)

区市町村名	区分		基準額 (A)	対象経費 支出額 (B)	寄付金 その他の 収入額 (C)	差引額 (B) - (C) (D)	国庫補助金 基本額 <small>(B)と(C)の いずれか 少ないほうの額</small> (E)	国庫補助金 所要額 (F)	国庫補助金 受入額 (G)	差引過 (△)不足 額 (F) - (G) (H)	国庫補助金 精算額 (I)
●●市 (市町村) ●●区 (特別区)	避難指示区域等及 び旧緊急時避難準 備区域等の国保被 保険者に対する特 定健康診査事業	特定健康診査に係る 自己負担金免除による 損失への助成									
		避難先の健診機関等 での特定健康診査の 費用と市町村が実施 する特定健康診査に 係る費用との差額へ の助成									
合計											

別紙

別紙様式第7

別紙様式第7

番 号

平成26年度東日本大震災復興・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金交付額確定通知書

市 区 町 村

平成 年 月 日 第 号で交付決定通知された平成26年度東日本大震災復興・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金については、平成 年 月 日 第 号 事業実績報告に基づき平成 年 月 日厚生労働省発保 第 号をもって交付額が 金 円に確定されたので通知する。

なお、超過交付となった平成26年度東日本大震災復興・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事

印

別紙様式第7

別紙様式第7

番 号

平成25年度東日本大震災復興・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金交付額確定通知書

市 区 町 村

平成 年 月 日 第 号で交付決定通知された平成25年度東日本大震災復興・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金については、平成 年 月 日 第 号 事業実績報告に基づき平成 年 月 日厚生労働省発保第 号をもって交付額が 金 円に確定されたので通知する。

なお、超過交付となった平成25年度東日本大震災復興・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事

印